

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学個人情報管理規程（平成17年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報、特定個人情報、<u>匿名加工情報等の適切な管理のために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条、<u>第60条</u>及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、総括保護管理者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報、個人番号、保護法第2条に規定する<u>仮名加工情報及び匿名加工情報</u>（以下「保有個</p>	<p>(略)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報、特定個人情報、<u>非識別加工情報等の適切な管理のために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、「<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u>」（平成15年法律第59号。以下「保護法」という。）第2条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、総括保護管理者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報、個人番号、保護法第44条の15に規定する<u>独立行政法人等非識別加工情報等</u>（以下</p>

人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。

(略)

(保有個人情報等の提供)

第18条 保護管理者は、保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者(以下「行政機関等以外の者」という。)に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び記録項目、利用形態等について書面を交わさなければならない。

- 2 保護管理者は、保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は提供後にその実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

(略)

(仮名加工情報の提供等)

第22条 保護管理者は、保護法第73条の規定により、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をい

「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。

(略)

(保有個人情報等の提供)

第18条 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者(以下「行政機関等以外の者」という。)に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び記録項目、利用形態等について書面を交わさなければならない。

- 2 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は提供後にその実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

(略)

(独立行政法人等非識別加工情報等の提供)

第22条 保護管理者は、保護法第44条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 保護管理者は、法第44条の2第1項及び第44条の9の規定(第44条の12の規定により第44条の9の規定を準用する場合を含む。)により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から法第44条の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工

う。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の提供等)

第23条 学長は、保護法第5節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成することができる。(新設)

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。(新設)

(1) 法令に基づく場合(新設)

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。(新設)

3 学長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。(新設)

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。(新設)

(匿名加工情報の提供)

第24条 保護管理者は、保護法第107条の規定により、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。)を第三者に提供するときは法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。(新設)

2 役職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合

情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

してはならない。（新設）

3 前項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。（新設）

第25条 （略）

第26条 （略）

（利用及び提供の制限）

第27条 保護管理者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、保護管理は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。（新設）

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。（新設）

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。（新設）

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。（新設）

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。（新設）

第23条 （略）

第24条 （略）

第28条 (略)

第29条 (略)

第30条 (略)

第31条 (略)

附 則

この規程は、令和4年7月4日から施行し、改正後の旭川医科大学個人情報管理規程は、令和4年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

個人情報保護法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

第25条 (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

第28条 (略)